

内容とする株式会社であり、他社Y社から警備業務委託を受けている。Xは、平成23年9月よりY社との間で有期雇用契約（契約期間約6ヶ月）を締結、更新していたが、平成24年11月より期間の定めのない雇用契約になつていて。Xは、A店では、休憩時間（午後10時～10時30分）および仮眠時間（午前0時～4時30分）、C店では、勤務シフトによって、休憩時間（午前1時～2時）および仮眠時間（午前1時～5時または午前2時～6時）が設けられていたが、労働時間とされていなかった。また、B店の業務では朝礼（午前7時35分～8時）および着替え（10分間）が必要であったが、労働時間とされていなかつた。

24時間勤務の警備員、仮眠や休憩に未払賃金求める

## イオンディライトセキュリティ事件

— 千葉地判平29・5・17 —



#### (経常法曹會議)

金と併せて支払うよう求めめる旨の内容証明郵便を送付した。Y社はXを雇勤のみにしたところ、同僚から、Xは勤務時間中にもかかわらず休憩を取ってしまうという報告があり、結局、Y社はXを、平成27年6月1日付で、C店からD営業所に配転し（以下「本件配転命令」）、警備業務責任者用の教本のワープロ入力を行うよう命じる

ア 休憩時間、仮眠時間のようないす作業に従事していない不活動時間が労基法上の労働時間に該当するか否かは、使用者の指揮命令下に置かれていると評価できるか否かで決まる。不活動時間は、…  
動から離れるなどを保証さ

# 不活動時間で

## 判決のポイント

円)を求め、Y社を提訴した。

労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働者は使用者

制服着用したまま  
異常時は即応必要

が寄せられ…人事管理面及び営業面の不適切な事態を解消するため、異動させる業務上の必要性があった。…未払賃金の請求があつて以降も…警備業務に従事させるとすれば、紛争が拡大する事態は避けられないというべきである。そのような事態を防ぐため、警備業務から事務業務へとXを異動させる業務上の必要性があつたと認められる。

Xに対する制裁を目的として行われたものとは認められない。…不当な動機・目的をもつてなされたものは認められない。(配転による)給与の手取り額の減少は認められ、現に、Xへの本件配転命令も不法行為とはされていないが、いうまでもなく、労基法上の労働時間性は、問題となつた時間帯において、当該労働者が客観的に使用者の指揮命令下に置かれていると評価できるか否かで決まるのであって、これは労働者の勤務態度の良否に左右されるものではない。使用者としては、上記の客観的な基準に従つての労働時間の設定、ひいては賃金水準の設定を行わないといふこととなる。

不活動時間でも指揮命令下

# 時間でも指揮命令下

面談の結果、平成2年3月、Xをけん責処分とした。その後もXが、実際に巡回業務を行つていなかつたにもかかわらず行つたと述べたことがあつたという報告が、Y社にあり、Y社はXの異動を検討していた。

平成27年5月、X代理人は、Y社に、仮眠時間を労働時間に含め、未払賃金を再計算し

Xは、A店およびC店の勤務における仮眠および休憩時間、B店における朝礼および制服への着替え時間が、労働時間に該当するとして当該時間分の時間外割増賃金の支払いを求め、また、本件配転命令等がパワー・ハラスメントに当たり不法行為を構成するこによる損害賠償（500万

に至った。

Y社に照らせば、A店での仮眠時間及び休憩時間は労基法による労働時間に当たる。

ウ C店において、警備員に交付されていた手帳には、休憩時間であつても火災などの緊急事案の対応が必要になる旨の定めがあり、必要となる旨の定めがあり、

特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、社会通念上必要と認められるものである限り、労働時間に該当する。

オ B店での朝礼及び着替えに要する時間は、Y社の指揮命令下に置かれていたものと評価できる。

カ Xは、上司、複数の同僚はかなりのところまで固定された時間、休憩時間、あるいは朝礼時間、着替え時間といった時間、労働時間に該当する。

は、既に三菱重工長崎造船所事件（第一小判平12・3・9）、大林ファシリティーズ事件（最一小判平19・10・19）といった裁判例により、判断

An illustration of a person from the waist up, wearing a dark t-shirt. They are pointing their right index finger upwards towards the title text. The background is white.

第1013回

応用と見直し

警備員が4時間の仮眠や30分の休憩時間は、労働時間に当たるとして賃金支払いを求めた。千葉地裁は、警備は1人体制であり、警報の作動時には「即応」が求められていたと判断。仮眠中も寝巻きに着替えることはなく、緊急出動の実績も踏まえて、全体として労働から解放されているとはいはず指揮命令下にあるとした。付加金と合わせ177万円の支払いを命じた。

# 最新勞動判例

の指揮命令下に置かれている  
というのが相当である。

いる警備員と連絡が取れる状態を確保するようにしていきましょう。

るが、時間外労働及び深夜労働の減少という利益を享受